

周防大島町久賀学校給食センター調理業務等委託募集要項

周防大島町では、周防大島町久賀学校給食センターにおける調理業務等を民間事業者へ委託するため、下記のとおり民間事業者の募集を行います。

この募集要項は、本件委託事業にかかる民間事業者の募集に関して必要な事項を定めたものです。なお、この募集要項と併せて公表する添付資料（参加表明書・仕様書・関係書類等）も本募集要項と一体の資料として募集要項等と称します。

また、本町公式ホームページからも申請書類等をダウンロードすることができます。[\(http://www.town.suo-oshima.lg.jp/\)](http://www.town.suo-oshima.lg.jp/)

1. 業務名

周防大島町久賀学校給食センター調理業務等委託業務

2. 委託期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日（3年間）

3. 委託金額

3年間分の委託料は、42,600,000円を限度とする。（消費税及び地方消費税を含めず。）

4. 業務内容

- (1) 食材の下処理作業
 - (2) 調理業務
 - (3) 調理後の食品及び保存食の採取並びに保管業務
 - (4) 配缶業務
 - (5) 給食の配送及び回収業務
 - (6) 食器及び食缶、調理機器等の洗浄、消毒、保管、点検業務
 - (7) 残滓の計量及び記録並びに厨芥、塵芥等の集積、処理、運搬業務
 - (8) 施設及び設備、機器の清掃、消毒、安全点検並びに記録業務
 - (9) 使用物品管理業務
 - (10) 衛生管理業務
 - (11) センター敷地内の清掃等管理業務
 - (12) 前各号に付帯する業務
- 《参考》 本委託業務に含まれない業務
- ・ 献立作成業務
 - ・ 食材調達業務

- ・給食費徴収等業務
- ・施設設備等保守点検業務

5. 施設等の概要

既存の施設設備を使用し、原則として改造等を行わない。

- (1) 施設名 周防大島町久賀学校給食センター
- (2) 所在地 周防大島町大字久賀 5083 番地
- (3) 開設年月 平成 13 年 12 月
- (4) 建物構造 鉄骨造平屋建
- (5) 建築面積 289 m²
- (6) 車 輛 給食配送車 1 台（給食センター配置：軽自動車トラック）※コンテナでの配送ではなく、食缶等を積んでの配送とする。
- (7) 給食配送校数 小学校 1 校(久賀小)、中学校 1 校(周防大島中)
- (8) 調理食数 約 295 食／日

6. 選考方法

公募型プロポーザル方式により選考を行う。

書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、周防大島町学校給食調理業務等民間委託業者選考委員会が選考基準に基づいて、委託候補者を決定する。

7. 委託予定日数等

- (1) 調理日数 約 209 日／年
(給食実施日 200 日、夏休み等における施設点検実施日 9 日)
- (2) 調理食数 約 295 食／日
※給食の供給対象は、児童・生徒及び教職員
※令和 4 年 7 月現在の食数、児童生徒数等による推定食数
※各校の行事などにより、食数を変更することがあります。

8. 応募資格

応募者の応募資格要件は次のとおりとする。

- (1) 周防大島町が発注する業務委託及び物品調達等に係る指名競争入札参加資格等に関する規程による周防大島町業務委託指名業者名簿に登録されていること。
- (2) 一定の場所で 5 年以上営業を継続した実績があること。
- (3) 過去 3 年以内に学校給食業務において、食品衛生法の規定による営業

停止等の処分を受けたことがないこと。

- (4) 製造物責任法（平成6年法律第85条）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入している者であること。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）の利益につながる活動を行わない者又はこれらと密接な関係を有しない者

9. 応募に関する留意事項

- (1) 応募事業者は、参加表明書(兼参加資格審査申請書)の提出をもって募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。
- (2) 応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とします。
- (3) 応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とすることとします。
- (4) 応募事業者から募集要項に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。ただし、町は必要があるときは、募集要項等に基づき提出される書類の内容を無償で使用することができるものとします。なお、選定にかかる公表等を行う場合には、応募書類の内容の一部を使用する場合があります。
- (5) 提出された書類については、受付期間に限り補正することができますが、受付期間終了後は変更できないものとします。また、提出された書類等は理由いかんに関わらず返却いたしません。

10. 応募の無効

- (1) 町が示した委託料の上限額を超過している場合
- (2) 申請内容に虚偽があることが判明した場合
- (3) 参加表明書(兼参加資格審査申請書)提出時から契約書締結の間に、契約履行が困難と認められる状態に至った場合
- (4) 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合
- (5) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 著しく信義に反する行為があった場合

11. その他

- (1) 町が行う指示に従わないとき、その他委託事業者による業務を継続することが適当でないと認める場合は、決定の取り消しを命じることがあります。

- (2) 参加表明書(兼参加資格審査申請書)等提出された書類は、周防大島町情報公開条例に基づき公開する場合があります。
- (3) 本募集要項に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知します。

12. 募集要項等の配布

- (1) 配布期間
令和4年10月6日(木)～令和4年10月31日(月)
午前8時30分～午後5時15分
(ただし、休日を除く。)
- (2) 配布場所
周防大島町教育委員会総務課(TEL:0820-78-0700)
公式ホームページ(<http://www.town.suo-oshima.lg.jp/>)
- (3) 配布書類
 - ① 周防大島町久賀学校給食センター調理業務等委託募集要項
 - ② 周防大島町久賀学校給食センター調理業務等委託仕様書
 - ③ 学校給食調理業務標準作業水準書
 - ④ 参加表明書(兼参加資格審査申請書)(様式第1号)
 - ⑤ 業務委託見積書(様式第2号)
 - ⑥ 積算内訳書(様式第3号)
 - ⑦ 提案書(様式第4号)

13. 募集要項等に関する説明会

この募集要項等に関する説明会を次のとおり開催します。

- (1) 日 時
令和4年10月17日(月) 午後2時00分～午後3時00分
- (2) 場 所
周防大島町大字平野269番地44
東和総合センター 会議室(1F)
- (3) 参加人数
1業者につき2名以内とします。

14. 募集要項等に関する質問の受付及び回答

申し込みに関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間
令和4年10月17日(月)～令和4年10月21日(金)
午前8時30分～午後5時15分

(ただし、休日を除く。)

(2) 質問方法

質問事項を簡潔にまとめ、「質問書」(様式は任意)を周防大島町教育委員会総務課へ持参、FAX(0820-78-0909)又はEメール(kyoi@town.suo-oshima.lg.jp)にてご提出ください。

(3) 質問の回答

令和4年10月31日(月)までに、質問者の他に募集要項等説明会に参加された方にFAX又はEメールにて回答します。

15. 提出書類の受付

(1) 受付期間

令和4年11月1日(火)～令和4年11月8日(火)

午前8時30分～午後5時15分

(ただし、休日を除く。)

(2) 提出書類

- ① 参加表明書(兼参加資格審査申請書)(様式第1号)
- ② 業務委託見積書(様式第2号)
- ③ 積算内訳書(様式第3号)
- ④ 提案書(様式第4号)
- ⑤ 定款
- ⑥ 決算報告書その他営業状況が確認できる書類
- ⑦ 飲食店営業に係る営業許可書の写し
- ⑧ 食品衛生法による営業の停止を受けたことがないことを証する書類(当該年度を含む過去3年間、令和2年以降)
- ⑨ 生産物賠償責任保険に関する書類

(3) 提出部数

正1部(原本)、副(写し)10部

(4) 提出先

周防大島町教育委員会総務課

(5) 提出方法

直接持参とし、それ以外の方法は認めません。

16. 書類、プレゼンテーション及びヒアリング審査

提出された書類、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行います。

(1) 実施日 令和4年11月中旬～11月下旬頃

(2) 実施場所 久賀総合センター(予定)

※プレゼンテーション及びヒアリングの日時(11月中旬～11月下旬頃)及

び実施方法など、詳細については別途お知らせします。

17. 審査結果の通知

提出された書類とプレゼンテーション及びヒアリングの結果を基に、「周防大島町学校給食調理業務等民間委託業者選考委員会」が選考基準に基づき審査し、委託候補業者を決定します。

選考結果は、応募者全員に通知します。

18. 委託先候補業者との協議

令和4年12月中旬頃に、委託候補業者と契約に向けた協議を行います。

19. 委託先業者との引継ぎ

委託業務を請け負うことになった業者については、決定後、事業開始までの間に引継を行うこと。なお、業務引継に関する必要な費用は、委託業者の負担とする。